

上場会社代表者各位

株式会社名古屋証券取引所
代表取締役社長 畔柳 昇

他市場上場会社に係る上場制度の諸整備に伴う「有価証券上場規程」等の一部改正について

平素は、当取引所の市場運営に格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、当取引所は、他市場上場会社に係る上場制度の諸整備に伴う「有価証券上場規程」等の一部改正を行い、平成23年8月1日から施行しますので、ご通知申し上げます。

(詳細は、規則改正新旧対照表を名証のホームページ(<http://www.nse.or.jp>)に掲載しておりますのでご覧ください。)

今回の改正は、国内の他の金融商品取引所に上場している株券の発行者(以下「他市場上場会社」という。)が、当取引所に上場申請する場合の事務及びコストを軽減するため、新規上場申請書類の一部簡素化、上場審査の一部簡略化及び上場手数料等の見直しを行うなど、「有価証券上場規程」等について所要の規定整備を行うものです。

改正の概要は、下記のとおりです。

記

1. 改正概要

(備考)

(1) 新規上場申請書類の一部簡素化

- ・有価証券上場申請書の添付書類を、①上場申請を決議した取締役会の議事録の写し、②新規上場申請者の登記事項証明書、③定款、④直前事業年度の有価証券報告書、⑤当取引所所定の「反社会的勢力との関係がないことを示す確認書」、⑥当取引所所定の「株式の分布状況表」とするほか、その他上場申請に必要な書類のうち、公表されている資料で代用できるものについては、提出を省略できることとします。

- ・有価証券上場規程第3条第3項第1号及び同条第10項等

(2) 上場審査の一部簡略化

- ・新規上場申請者が他市場上場会社である場合で、当該申請者の企業内容等の開示実績が良好であると認めるときには、その状況を勘案して、企業内容等の開示の適正性に関する審査を簡略化することができることとします。

- ・株券上場審査基準の取扱い1(1)dの(e)等

(3) 上場手数料等の見直し

① 上場審査料

- ・新規上場申請者が他市場上場会社である場合の上場審査料は、50万円とします。

- ・有価証券上場規程に関する取扱い要領10(1)b

② 上場手数料

- ・新規上場手数料を次のとおりとします。

〔定額〕 100万円

〔定率〕 次の a 及び b の合計金額（1900万円を上限とする。）

a 1株当たりの発行価格に公募を行う株式数を乗じて得た金額の万分の2

b 1株当たりの売価格に売出を行う株式数を乗じて得た金額の万分の1

- ・新規上場申請者が、他市場上場会社である場合又は当取引所と国内の他の金融商品取引所に同時に上場される場合には、新規上場手数料を半額とします。

- ・上場手数料等に関する規則第2条第1項

- ・上場手数料等に関する規則第2条第2項第1号

(4) その他

- ・その他所要の見直しを行います。

- ・上場手数料等に関する規則第2条第2項第4号等

2. 施 行 日

- ・平成23年8月1日から施行します。

以 上